

香川県新生児聴覚検査機器購入補助事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 香川県新生児聴覚検査機器購入補助事業補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において、香川県内に所在する産科医療機関等に交付するものとし、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、全ての新生児が精度の高い聴覚検査を受けられるよう、香川県内の小規模の産科医療機関および助産所（以下「産科医療機関等」という）における聴覚検査機器の新規整備又は更新を予算の範囲内において支援することにより、県内における新生児聴覚検査体制の整備推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 小規模の産科医療機関等

香川県内に所在する産科医療機関及び助産所のうち、香川県から周産期母子医療センターとして指定を受けている医療施設を除くもの

(2) 新規整備又は更新

ア 新規整備

自動A B R検査機器を所有していない場合（同機器をリース契約等により使用している場合も含む）の購入

イ 更新

保有する自動A B R検査機器について、故障していてメーカーによる修理が受けられない場合、または耐用年数を超過してメーカーによる修理が受けられない場合の購入

(交付の対象)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、別表のとおりとし、次の（1）から（3）までを全て実施する小規模の産科医療機関等を対象とする。

（1）県内市町が実施する新生児聴覚検査の公費負担制度に基づき、自動A B R検査機器を使用し、新生児聴覚検査を実施する。

（2）検査内容や検査結果については保護者への適切な説明を行う。

（3）スクリーニング検査の結果、要精密検査となった場合、市町担当者に速やかに連絡し適切な支援につなげる。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 2 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、交付額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請は、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助金により取得した財産で、単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入および支出についての証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、様式第5号により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定(決定の変更を含む。)をし、通知するものとする。

(交付の変更申請)

第9条 この補助金の交付決定後の事情等により、申請内容を変更して交付申請を行う場合は、第6条に定める申請手続に従い、様式第2号により、別に定める日までに行うものとする。

(廃止の承認)

第10条 規則第7条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、第3号様式に廃止の内容及び理由を記載し知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の取り下げをすることができる期間は、第8条の通知を受けた日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該交付決定に係る事業の実績について、別に定める日まで、様式第4号に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項による実績報告の審査の結果、第7条の規定による交付の条件に適合しないと認めたときは、当該対象補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 知事は、前条に定める補助金の額の確定の後、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

2 前項の場合において、知事は、すでに補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者は、その超過額を知事へ速やかに返還しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月8日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第 4、5 関係）

1 補助事業者	2 基準額	2 対象経費
香川県内に所在 する小規模の 産科医療機関等	産科医療機関等 1 か所あたり 3,600,000円 （産科医療機関等 1 か所につき 1 台を限度とする。）	自動 A B R 検査機器の新規整備又は更新 するための備品購入費